

構造改革特別区域計画

1.構造改革特別区域計画の作成主体の名称

愛知県豊田市

2.構造改革特別区域の名称

豊田市教育特区

3.構造改革特別区域の範囲

愛知県豊田市の全域

4.構造改革特別区域の特性

豊田市（以下、「当市」という。）は、愛知県の中央部に位置し、市のほぼ中央を貫流する矢作川の上・中流部に位置している。平成 17 年 4 月の市町村合併（豊田市、藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町）により、東西 49.36km、南北 33.37km、総面積 918.47k m²と、愛知県面積の 17.8%を占める県内最大の広域自治体となった。

市域は東・北部の三河高原を形成する山間部と西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなり、標高 3.2mから 1,240mに至る変化に富んだ地形を有している。このような地形に呼応するように、当市は、製品出荷額全国第 1 位を誇る「クルマのまち」であると同時に、市域の 68.6%を占める森林をはじめ豊かな自然に恵まれた広大な地域であり、市域のなかに都市部と農山村部とが並存するという特性を有している。

当市の人口は、現在、約 42 万人で、都市部において人口が増加する一方、農山村部では継続的に減少しており、地域間の格差が拡大する傾向にある。産業、地域資源、教育の分野において、当市には以下のような課題がある。

産業としては、都市部では、ものづくり産業を中心に集積している産業の高度化、次代を担う先端産業の集積を図り、世界レベルでの産業技術の中枢性を強化していくことが必要とされている。他方、農山村部では、体験型・学習型・交流型など拡大・多様化する観光ニーズを活かし、交流人口の拡大を図っていくことが必要とされている。

地域資源としては、美しい景観や豊かな自然に加え、当市には、松平郷、棒の手、小原和紙、三州足助屋敷などの歴史的・文化的な資源や伝統行事が豊富にあり、都市部には、コンサートホール、能楽堂、美術館、豊田スタジアム、総合体育館（スカイホール豊田）

など、市内外に誇れる集客・文化施設が充実している。生き生きとした特色ある地域づくりを進めていくため、当市においては、豊かな自然や伝統文化、充実した集客・文化施設などの多彩な資源を有効に活用して、魅力ある交流事業を展開し、来訪者の増加、都市部と農山村部の相互理解を図っていくことが必要とされている。

教育では、「豊田市教育行政計画（改訂版 平成 20 年度～平成 24 年度）」にあるように、当市の中核産業である自動車産業をはじめ先端産業を担う次代の人材を育てるため、「ものづくり教育」及び「教育の情報化」が重点プロジェクトの主要な柱となっている。

当市の中学校における不登校生徒の率は 3%強であり、全国平均及び愛知県平均と比較しやや高い傾向にある。また、学校の大規模化、小規模化の二極傾向が見られ、都市部における大規模対策と同時に農山村部における小規模対策がともに必要になっています。農山村部では、学校の統廃合及び学校の跡地活用が課題となっている。

以上、各分野において都市部と農山村部それぞれに課題を有し、かつ、相互の交流が課題となっている。とりわけ農山村部において、健全な地域活動を継続し、地域に根ざした豊かな伝統文化を後世に伝えていくため、産業、地域資源、教育などの面で地域を活性化することが当市の政策課題となっている。下記に述べる計画は、当市が抱えるこれら課題の解決に資すること多と判断されるため、ここに構造改革特別区域計画の認定申請を行うものである。

5.構造改革特別区計画の意義

当構造改革特別区域計画（以下、「当計画」という。）は、「学校設置会社による学校設置事業(816)」の特例を適用し、株式会社立の通信制・単位制高等学校（ルネサンス・アカデミー株式会社による。以下「当校」という。）の設置を予定するものである。当校は、平成 22 年 3 月に閉校した旧藤沢小学校の跡地に設置されることを予定している。

下記（１）～（４）は、ルネサンス・アカデミー株式会社が、旧藤沢小学校跡地を活用し当校の設置・運営を行うことによって実施が可能となる事項である。後述の跡地検討委員会での議論を重ねた結果、当校による活用を認める結論を見たものであり、住民コンセンサスを最大限尊重する観点から、事業者選択という点で当校以外に他の選択肢はなく、当計画は、地域の特性に応じた活性化を行うため、民間活力を引き出すことを目的とした規制の特例措置が不可欠であるという点で、「構造改革特別区域基本方針」の「1.（1）構造改革の推進等の意義」に則ったものとする。

- （１） 旧藤沢小学校跡地の活用
- （２） 地域の活性化
- （３） 科学教育、デジタル学習の推進

(4) 進学先選択肢の増加

(1) 旧藤沢小学校跡地の活用

当市の人口は、都市部で増加する一方、農山村部で減少しており、地域間の格差が生じている。農山村部の小学校は、児童数減少による小規模化、統廃合を余儀なくされている。

農山村部の藤沢町に立地する藤沢小学校は、明治 24 年の開設以来 118 年の伝統を誇ってきたが、年々生徒数が減少し、平成 22 年 3 月、全校生徒 8 名にて閉校となった。近くを流れる矢作川の瀬音が教室に届き、周囲の山々が見る者の心を癒す恵まれた環境を有する校舎で、校舎の隣には猿投神社と藤沢薬師堂とがあり、閉校後も地域の住民が交代でお社とお堂の番を行っていることからわかるように、旧藤沢小学校は、地域活動の中心、住民の精神的な拠り所としての役割を担ってきた。

小学校は廃校となったが、地域の中心である校舎が今後も現役で活用されて欲しいとの住民の思いが強く、行政と住民による「跡地活用検討委員会」が組織され平成 21 年 6 月から同 23 年 3 月まで計 9 回にわたる検討の結果、旧藤沢小学校跡地を、茨城県大子町にて通信制ルネサンス高等学校（生徒数：約 2,000 名）を運営する、ルネサンス・アカデミー株式会社による広域通信制高等学校の校舎としての利用を認めるとの結論に至った。

同じ時期、同検討委員会は、旧藤沢小学校に近接する旧藤沢こども園の跡地を、愛知県立芸術大学による大学院生用アトリエとして使用を認めると結論した。小学校跡地は通信制高等学校、こども園跡地は芸術大学と、ともに学校用途であること、高等学校と大学による連携（高大連携）への期待など、住民の安心感と期待感が反映された結論である。旧藤沢小学校の校舎が、かつてと同じように、学校（教育の場）として活用されることによって住民は安心感を得ることが出来ると同時に、教職員、生徒（学生）らとの多様な交流の可能性が広がることに住民は期待を寄せている。

当特区計画は、地域の中心的・象徴的な施設であるところの旧小学校校舎が、住民のコンセンサスに基づいた用途にて活用されることを実現するものであり、かつ、学校周辺の交流人口が拡大することによって、当市の課題のひとつである農山村部の活性化に貢献することが多大であるものと期待されている。

(2) 地域の活性化

通信制高等学校は、その教育課程において面接授業（スクーリング）を行うことが義務付けられている。生徒にとってはスクーリングを履修することが単位を修得し卒業する条件のひとつである。広域通信制高等学校は、全国からの入学が可能であり、スクーリング時には全国から学校へと生徒が集まってくる。通信制高等学校の設置が当特区区域に与える経済的・社会的効果は以下のとおり。

①経済の活性化と雇用の創出

ア スクーリングの実施による経済効果

毎週30～100人の生徒が3泊4日のスクーリングに訪れ、年間約1,500人が、日中は校舎等で学び、夜間は周辺で宿泊をするため、宿泊、食事、体験学習、土産購入など、地域経済の活性化につながる。

【試算】50,000円/人×1,500人=75,000,000円

イ 教職員の雇用、業務委託

学校の教員や事務職員の雇用、清掃・美化など地元事業者への業務委託が期待できる。

②市内施設の利用

スクーリングの体験学習において、市内の工場見学、歴史・文化施設、体験学習施設などの利用が期待できる。

③地域との交流

ア 地域行事等への参加、施設の開放

地域の行事や祭事などに学校（生徒、教職員）が参加し、かつ、地域の伝統芸能の継承などのために学校開放を積極的に行う。従来どおり地域の避難所となる。

イ 科学教室の開催

地域の子どものために無料の科学教室の開催を実施する。

このような当校の諸活動によって、当市の課題である、市内特に農山村部の交流人口が拡大し、そのことが農山村部の経済の活性化、人と人との交流の活性化につながってゆくことが期待される。

(3) 科学教育、デジタル学習の推進

マスコミは若者たちの「科学離れ」を大きく報道している。これは主として、最近の若者たちの科学教育との関係を量的に問題にしたものといえるが、この「量的な科学離れ」は「質的な科学離れ」からきていると考える。そこで、ルネサンス・アカデミー株式会社が旧藤沢小学校跡地に設置する広域通信制高等学校は、「人びとを科学好きにする」ことを目標に、科学上の基礎的な概念や原理的な法則を教えることを重視し〈学びがいのある教材・授業〉を生徒に提供していく。

自然科学では、たとえば「原子と原子が会うとき」「熱と分子運動」「光と波と偏光板」といった仮説実験授業の教材や、「ナショナル・ジオグラフィック」に基づく教材などを準備していく。また、自然科学の教育のみならず社会の科学の教育においても、歴史や地理、社会や経済を科学的に学ぶための教材を準備する。たとえば、貨幣経済における「悪貨は良貨を駆逐する」という法則を学ぶ教材、月別出生数を題材として社会における法則性の存在に気づかせる教材、歴史を学ぶ上で「時代区分」の有効性を学ぶ教材などである。

これらの本格的な科学の教育を学ぶことによって、生徒たちが「自ら考えて判断できる主体的な人間、創造性豊かな人間」に成長することが期待できる。

当市は、自動車を中心とするものづくりが産業の中核を担うため、「ものづくり教育」を

教育の重点プロジェクトの柱のひとつに位置付け、これを推進してきた。その一環で、「小学生のものづくり教育」、「ものづくりなぜ？なぜプロジェクト」、「ものづくり一気通観エンジニアの養成プログラム」などの事業を行っている。このたび設置される高等学校において、上記のような科学教育を特色とする教育課程が編成されることは、当市の教育行政と方向性を同じくするものであり、市内の学校間連携などによって、重点プロジェクトの推進、多様化に貢献することが大いに期待できる。

＊

茨城県大子町のルネサンス高等学校では、インターネットを活用した学習システムが確立されており、レポート提出システム、WEBカメラによる双方向コミュニケーションなどにインターネットが活用されている。生徒の学習を支援し卒業まで確実に導くため、同校は様々な工夫が行われている。通信制高等学校の生徒は普段自宅で学習を行うため、学習進捗管理、モチベーションの維持、進路上・生活上・精神上的の相談について、教員が適切に生徒とコミュニケーションをとることが最も重要なポイントとなる。保護者との緊密な関係づくりも重要であるため、このようなコミュニケーションのために、同校の教員は、郵便、電話、Eメール、WEBカメラなどの方法の場合によって適切に使い分け、生徒の学習を援助している。

これらコミュニケーションの手法に加え、新たに設置される当校では、生徒が、スマートフォン、タブレット型コンピュータ（例：「i Pad」）などを必携することを予定している（学校配布か生徒購入かは検討中）。これら先端的なデジタル機器を生徒が携帯することによって、デジタル教科書、オンライン授業、オンデマンド視聴、eラーニング学習システムなど最新の学習教材・教育手法を他の学校に先駆けて実践することが期待できる。

以上のような先端的な取組みをいち早く導入できるのは、当校の設置母体が株式会社であり意思決定が迅速であること、ルネサンス・アカデミー株式会社の親会社であるブロードメディアグループが、コンテンツ・放送・スタジオ・ネットワーク営業・技術の5つの事業を展開し、ブロードバンドによるコンテンツ配信のパイオニアであること、などの条件が重なるためである。

このような当校による先端的教育ツールの採用は、「教育における情報化」を教育行政の重点プロジェクトの今ひとつの柱に掲げる当市にとって、大変に貴重な参考事例・実践例を提供することとなり、当市の公立学校の情報化に対し資することが多大であると期待している。

(4) 進学先選択肢の増加

平成20年3月、当市の農山村部に立地していた県立田口高等学校（稲武校舎）が閉校となった。また、当市の中学校における不登校生徒の率は3%強であり、全国平均及び愛知県平均と比較しやや高い傾向にある。県内に本校が立地する通信制高等学校としては、全日制に通信制を併設する高校が数校あるが、通信制を専門とする高等学校は無い。

当校が、当市に設置されることは、中学校卒業後の進学先、中学校時代に不登校を経験したことのある市内在住生徒の進学先の選択肢が増える観点から意義がある。

*

なお、当計画は、次のとおり、「構造改革特別区域基本方針」（平成23年1月21日最終改正）に定める「特区計画の作成に当たって必要な事項」ア～オを満たすものとする。

ア. 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令等で定められているところに適合するものであること。

→当計画の特例措置（816 学校設置会社による学校設置事業）は、株式会社によって学校が設置されることを認めるものであり、当計画の事業内容は法令等に定めるところと合致している。詳細は、後述の「別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容」にて申し述べる。

イ. 地方公共団体が実現しようとしている目標達成のために、必要不可欠な規制の特例であること。

→当計画は、上述のように、ルネサンス・アカデミー株式会社が、旧藤沢小学校跡地を活用し当校の設置・運営を行うことによって実施が可能である。学校の跡地活用検討委員会による議論の結果であり、住民コンセンサスを最大限尊重する観点から、事業者選択という点で他の選択肢はなく、地域固有の課題を解決し、地域の特性に応じた活性化を行うため、規制の特例措置が不可欠と考える。

ウ. 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。

→当計画の特区範囲は、当市の全域としている。当市は、都市部と農山村部をともに市域に含むことがその特色であるが、当計画の事業は、都市部及び農山村部の両方に対し効果を発揮する。また、当校の活動範囲（体験学習、宿泊など）は、都市部・農山村部をまたいで、当市の全域にわたるため、当市の全域をその範囲として設定する当計画は適切であるといえる。

エ. 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。

→当計画の特例措置（816 学校設置会社による学校設置事業）は、株式会社によって学校が設置されることを認めるものであり、当計画の事業内容は、まさに当該規制の特例を活用した事業である。

オ. 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

→当計画は、事業の実施主体であるルネサンス・アカデミー株式会社からの提案に基づくものである。同社からの提案について住民による跡地検討委員会で慎重に検討し、同委員会委員による先行区域（茨城県大子町）への現地視察、現地関係者へのヒアリングなどを重ねた結果、その提案を採用し、当計画を作成している。また、同社から複数回にわたってヒアリングを行い、かつ打合せを重ね、当計画の作成に至っている。

6.構造改革特別区域計画の目標

上述の特区計画の特性及び意義を受け、当計画の目標を次のように設定する。後述する特区計画の経済的・社会的効果は、この目標が実現されることによって生じる状態を指す。当計画は、地域の特性に応じた活性化を行い、かつ、その事例が全国に対する参考例とすることが期待できる点で、「構造改革特別区域基本方針」の「1.（2）構造改革の推進等の目標」に則ったものとする。

- （1） 旧藤沢小学校跡地の活用
- （2） 地域の活性化
- （3） 科学教育、デジタル学習の推進
- （4） 進学先選択肢の増加

（1）旧藤沢小学校跡地の活用

当計画は、上述のとおり、地域の中心的・象徴的な施設であるところの旧小学校校舎が、住民のコンセンサスに基づいた用途にて活用されることを実現するものである。そのため、当計画の第一の目標は、住民による跡地検討委員会が結論付けたこと、すなわち、旧藤沢小学校の跡地が株式会社の運営する通信制高等学校によって活用されること、そのものということになる。

このように学校跡地が活用されることは、他の同様の事業を行う特区区域（例えば、茨城県大子町）の事例とともに、全国の多くの地域で顕在化している「学校跡地の有効活用」という課題に対し、ひとつのモデルを提供するものである。この意味で、当計画は、単に旧藤沢小学校の活用に留まらず、全国の農山村地域の学校跡地活用の参考事例となり、さらには、全国的な規制改革の参照事例となることを目標とする。

（2）地域の活性化

株式会社立の通信制高等学校の設置及び通信制高等学校の生徒に義務付けられる面接授

業（スクーリング）は、学校が立地する地域に対し、下記の経済的・社会的効果を与えるものとする。当計画の第二の目標は、下記の事項によって、特区区域が活性化されることである。

①経済の活性化と雇用の創出

ア スクーリングの実施

食事、体験学習、宿泊、土産購入、地元バス事業者の利用

イ 教職員の雇用、業務委託

教員、事務職員の採用、清掃・美化など地元事業者への業務委託

②市内施設の利用

市内の工場見学、歴史・文化施設、山間地域の体験学習施設などの利用

③地域との交流

ア 地域行事等への参加、学校施設の開放

イ 科学教室の開催

ウ 高大連携（旧藤沢こども園跡地を活用する愛知県立芸術大学との連携）

このような事項によって、特区区域（特に農山間地域）の交流人口が拡大し、地域が活性化することは、全国の農山村地域活性化の参考事例となるものとする。

（3）科学教育、デジタル学習の推進

通信制高等学校によって、上述したような特徴のある科学教育、デジタル学習が行われることは、全国的にも類例が見出しにくく、当計画の特色のひとつである。

当校の科学教育は、ものづくり教育を推進する当市の学校との連携の可能性に期待ができ、さらに全国的に見てもユニークな教育内容となることが期待できる。

デジタル学習は、他の学校に先駆けてスマートフォン等のデジタル機器を導入することで、全国的にも先進的な教育事例となることが期待される。

株式会社立の通信制高等学校によって、先進的で、かつ、全国的に見てユニークな教育事例が提供されることによって、旧来の教育機関が必ずしも十分に対応できなかった、科学的な考え方を身に付け自らの主体的な思考によって課題を解決してゆける人材の養成、ひとりひとりに個別に適切に対応する個別教育、など、当市の教育行政、ひいては我が国の教育全体に対する貴重な事例を提供することを、当計画の第三の目標とする。

（4）進学先選択肢の増加

当校を設置することによって、中学校卒業後の進学先、中学校時代に不登校を経験したことのある生徒の進学先の選択の幅を広げる。

7.構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

上述の特区計画の特性、意義及び目標を受け、当計画の経済的・社会的効果を次のよう

に設定する。

- (1) 旧藤沢小学校跡地の活用
- (2) 地域の活性化
- (3) 科学教育、デジタル学習の推進
- (4) 進学先選択肢の増加

(1) 旧藤沢小学校跡地の活用(社会的効果)

旧藤沢小学校の跡地が株式会社（ルネサンス・アカデミー株式会社）の運営する通信制高等学校によって活用されることより、次の効果が生じる。

① 地域活動の継続・活発化、伝統文化の継承

地域活動の拠点となっている旧小学校校舎が現役の状態で行々活用されることによって、地域の住民による地域活動も継続し活発化する効果が期待できる。また、狛犬づくりなど、藤沢小学校生徒が代々受け継いできた地域の伝統が、当校によって継承されることが期待できる。

② 住民の安心感の醸成

旧藤沢小学校の校舎が、かつてと同じように、学校（教育の場）として活用されることによって、住民は安心感をもって日常生活を送る効果が期待できる。

③ 住民と教職員との交流

教職員、生徒（学生）と住民とが交流を行うことが期待できる。当校と県立芸術大学との高大連携によって、交流のあり方が多様化する効果も期待される。

(2) 地域の活性化(経済的効果、社会的効果)

通信制高等学校の設置が当特区区域に与える経済的・社会的効果は以下のとおり。

① 経済の活性化と雇用の創出

ア スクーリングの実施による経済効果

毎週30～100人の生徒が3泊4日のスクーリングに訪れ、年間約1,500人が、日中は校舎等で学び、夜間は周辺で宿泊をするため、宿泊、食事、体験学習、土産購入など、地域経済の活性化につながる。

【試算】50,000円/人×1,500人=75,000,000円

イ 教職員の雇用、業務委託 ← 下記の「表1」参照

学校の教員や事務職員の雇用、清掃・美化など地元事業者への業務委託が期待できる。

② 市内施設の利用

スクーリングの体験学習において、市内の工場見学、歴史・文化施設、体験学習施設などの利用が期待できる。

③ 地域との交流

ア 地域行事等への参加、施設の開放

地域の行事や祭事などに学校（生徒、教職員）が参加し、かつ、地域の伝統芸

能の継承などのために学校開放を積極的に行う。従来どおり地域の避難所となる。

イ 科学教室の開催

地域の子どもたちのために無料の科学教室の開催を実施する。

このような当校の諸活動によって、当市の課題である、市内特に農山村部の交流人口が拡大し、そのことが農山村部の経済の活性化、人と人との交流など、特区区域が活性化する効果が期待できる。

■教員・事務職員など教職員の雇用計画（表1）

教員をはじめ職員も愛知県を中心として採用するため地元の雇用が見込まれる。

	教員雇用計画 (総数)	事務職員雇用 (総数)
平成 23 年度(見込み)	12 名	2 名
平成 24 年度(見込み)	13 名	2 名
平成 25 年度(見込み)	14 名	3 名
平成 26 年度(見込み)	15 名	3 名

教員は非常勤職員も含む

(3) 科学教育、デジタル学習の推進(社会的効果)

当校の科学教育は、ものづくり教育を推進する当市の学校との連携可能性が高いことに留まらず、全国的に見てもユニークな教育内容となることが期待できる。

デジタル学習は、全国に先駆けてスマートフォン等のデジタル機器を導入することで、先進的な教育事例となることが期待される。

株式会社立の通信制高等学校によって、先進的で、かつ、全国的に見てユニークな教育事例が提供されることによって、旧来の教育機関が必ずしも対応できなかった、ひとりひとりに個別に適切に対応する個別教育、科学的な考え方を身に付け自らの思考によって課題を解決してゆける人材の養成など、当市の教育行政、ひいては我が国の教育全体に対する貴重な事例を提供する効果が期待できる。

(4) 進学先選択肢の増加

当校が設置されることによって、中学校卒業後の進学先、中学校時代に不登校を経験したことのある生徒の進学先の選択の幅を広げることができる。

8.構造改革特区区域の事業の名称

学校設置会社による学校設置事業(816)

9.構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号:816）

1.特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2.当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

ルネサンス・アカデミー株式会社

3.当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4.特定事業の内容

①事業に関する主体

ルネサンス・アカデミー株式会社

②設置場所

愛知県豊田市藤沢町丸竹182番地（旧藤沢小学校跡地）

③設置時期

平成23年10月1日

④学校の名称

ルネサンス豊田高等学校（仮称）

⑤事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

(1)広域通信制単位制高等学校の開設

平成23年10月を予定している。高等学校設置認可手続の進行とあわせて、生徒募集・教育環境・教職員採用等、開校に必要な準備を進める。

(2)教員組織、教育課程

別表「教員配置計画表」及び別表「教育課程表」のとおりとする。

5.当該規制の特例措置の内容

① 当該地域に存在する教育上の特別のニーズ

当市は、市域に都市部と農山村部とをともに抱えており、それぞれの地域で固有の課題を有する。健全な地域活動を継続し、地域に根ざした豊かな伝統文化を後世に伝えていくため、当市においては、特に農山村部において、産業、人口、教育などの面での活性化が大きな課題となっている。教育の面では、閉校した学校跡地の有効活用がテーマとなっている。

閉校した藤沢小学校が立地する藤沢地域では、地域活動の維持・活発化、地域の活性化のために、旧小学校校舎を活用すべく跡地検討委員会が開催された。他の地域にて先行する特区事例を参考に、株式会社立の通信制高等学校の校舎としての活用が検討された。検討委員会が開催された期間において、一貫して当小学校跡地を活用する意思を示し続けた事業者は、ルネサンス・アカデミー株式会社のみであった。

検討委員会は、同社が先行して通信制ルネサンス高等学校を設置・運営する茨城県大子町への現地視察、同町役場担当者及び地域住民代表へのヒアリング等の調査を経て慎重に判断した結果、当小学校跡地を同社が設置する通信制高等学校（当校）の校舎として活用することを認めることとした。住民コンセンサスを尊重する観点から、事業者選択において当校以外に他の選択肢はない。このような経緯によって、地域の固有の問題を解決するため、株式会社立の学校の設置を認める特別のニーズが生じることとなった。

中核産業である自動車産業をはじめ先端産業を担う次代の人材を育てるため、当市は、「ものづくり教育」及び「教育の情報化」を教育行政の重点プロジェクトの主要な柱に数える。当校が行う予定である、科学教育、デジタル学習は、当市の教育行政と方向性を同じくするものであるに留まらず、その内容はユニークであり全国的にも類例が見出しにくい。ユニークな科学教育、先端的な教育ツールをいち早く導入することが可能なのは、同校の設置母体が株式会社であり迅速に意思決定できること、親会社がブロードバンド・コンテンツ配信のパイオニア企業であること、などの条件が重なったためである。このことから、株式会社による学校設置の特例を認めるニーズが存在している。

② 当該株式会社の設置する学校が、当該ニーズに対応する教育を行うことが適切かつ効果的であると、地方公共団体が認めた理由を含め具体的な内容

ア. 学校を設置する株式会社の実績

当校を設置予定のルネサンス・アカデミー株式会社は、茨城県大子町における「816 学校設置会社による学校設置事業」の事業主体として、平成 18 年 4 月に通信単位制高等学校であるルネサンス高等学校を開校し、5 年間の運営実績を有する。現在の生徒数約 2000 名を数え、その教育実績は、当市が考える通信単位制高等学校の設置及び運営に必要な知識

及び運営経験を十分に有していると判断された。

また、ルネサンス高等学校の運営は、大子町に対し、今後当市が期待する効果（経済的・社会的効果）をすでにもたらしている。

上記実績によって、当市はルネサンス・アカデミー株式会社の設置する学校が適切であると判断し、「学校設置会社による学校設置事業」の申請をするに至った。

イ. 株式会社が学校運営を行う利点

当市は、以下の点において株式会社が学校を運営することの意義を認めるものである。

a. 特区地域への貢献

現在、株式会社学校は特区においてのみ運営が可能。よって株式会社学校は地域の活性化という公的使命を帯びている。通信制高校はスクーリングを特区区域で行い、様々な地域貢献を行う。

b. 生徒志向の発揮しやすさ

株式会社学校は行政からの補助金・助成金がない。学校運営経費のすべてを生徒からの納付金でまかなう。生徒・保護者に支持されてこそ学校が存続できるため、真に望まれる教育サービスを行う動機が強い。新しい時代の新しい教育を提供する主体として期待できる。

c. ガバナンスの徹底（経営の透明性）

株式会社には経営の透明性が求められる。経営情報の徹底的な開示はもとより、上場企業は監査法人による監査が義務付けられる。ガバナンス（企業統治）、コンプライアンス（法令・企業倫理の遵守）は、学校法人より徹底される。特にルネサンス・アカデミー株式会社はその株主がともに上場企業であるため、経営の透明性の徹底が強く求められている。

d. 意思決定の迅速さ

ガバナンスが確立され、意思決定プロセスが明確である。運営現場の意見を汲み取ったうえで、経営者が迅速な意思決定を行う。そのため、生徒・保護者に望まれる新しい教育サービスをいち早く提供できる。

③ 設置する学校が高等学校以下の学校である場合には、当該地方公共団体において行う評価の方法等及び審議会等合議制の機関の構成

当市では、私立学校審議会を設置して、設置認可その他の審議の適正性、公正性、専門性を確保することとする。審議委員の構成は、私立及び公立高等学校関係者2名、市議会議員1名、教育関係の学識経験者3名の計6名とし、特区認定申請が認定され次第、会合を開催す、学校の設置認可を審議することとしている。

この審議会においては、設置認可、学則の変更、学校評価その他について審議を行う予定である。

④ セーフティネットの整備に向けた取組

当市は、当特区計画の認定を受け学校設置会社からの申請に基づいて学校設置の認可を行う際に、ルネサンス・アカデミー株式会社に対し他の通信単位制高等学校との間における生徒受け入れの協定締結を条件として課すこととする。

さらに当市は、開校後常に生徒数の推移、経営の状況などの把握に努める。万一の場合には、専門の窓口を設け、他校への転入学希望を聴取し、転入学可能性に関する情報収集・指導が行えるようにする。

⑤ 情報公開

ルネサンス・アカデミー株式会社は、学校設置会社が備えるべき書類(貸借対照表・損益計算書・営業報告書等の業務状況書類)を当校に備え、書類作成中の期間を除き、学校に入学を希望する者その他の関係人からの請求に基づき、適切に閲覧又は謄写に応じるものとする。

学校活動の様子は、学校を公開する際の安全対策(受付での確認等)を講じた上で、積極的に受入れ、地域に開かれた運営を目指す。また、ホームページ等を通じて本校の活動に関する情報を公開する

また、積極的に学校開放を行い、地域住民とともにある学校を目指す。災害時の地域の避難場所であることは当然として、日常の地域活動、伝統行事の継承活動などに校舎を提供し、また、教職員が積極的に参加することを予定する。

6. 株式会社に学校の設置を認めるにあたって当該株式会社に求められる一定の要件

① 資産要件

資産要件としての学校の校地・校舎については、旧藤沢小学校跡の施設を当該設置会社に有償貸与することで賃貸借契約の締結を予定している(賃料：年間約 500 万円)。賃料の額から見て、学校運営に必要な資金については現在の会社の資本金 2 億 6,225 万円(資本準備金 1 億 1,225 万円)で十分であると判断している。

② 学校経営を担当する役員に学校経営の知識又は経験があること

学校を設置予定のルネサンス・アカデミー株式会社は、平成 18 年 4 月に通信単位制高等学校であるルネサンス高等学校を茨城県大子町に設置して以来 5 年間の運営実績を持っている。代表取締役社長をはじめ役員のお多くは継続して学校運営を担当することから、ルネサンス・アカデミー株式会社の役員は学校経営を行う経験は十分であると判断される。

③役員に社会的信望があること

会社の役員に社会的信望は、第一に、その経営する会社が提供するサービス又は生産物が顧客から受け入れられていることで判断される。ルネサンス・アカデミー株式会社は、平成18年4月に通信単位制高等学校であるルネサンス高等学校を設立して既に5年以上の運営実績を有し、生徒数約2,000名を数える。運営の継続及び生徒数の増加は、同校の運営が生徒及び保護者から受け入れられ支持されていることの結果であり、このことをもって同社及びその役員が社会的信望を有すると判断するところである。

また、ルネサンス・アカデミー株式会社の親会社にあたるブロードメディア株式会社及び主要な出資者である株式会社ワオ・コーポレーションはともに上場企業である。上場企業が出資する会社の役員を継続的に務めることは社会的信用なしに困難であると判断できることから、同社の役員が社会的信望を有すると判断するところである。

別表「教員配置計画表」

種別	23年度		24年度		25年度		26年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
校長	1		1		1		1	
教頭	1		1		1		1	
国語	1		1		1		1	
地理歴史	1		1		1		1	
公民	1		1		1		1	
数学	1		1		1		1	
理科	1		1		1	1	1	1
保健体育		1	1	1	1	1	1	1
美術		1		1		1		1
書道		1		1		1		1
外国語	1		1		1		1	1
家庭		1		1		1		1
情報		1		1		1		1
科学		1		1		1		1
小論文		1		1		1		1
事務	2		2		3		3	
合計	10	7	11	7	12	8	12	9

(上記の表は、延べ人数です。同一人が、複数の教科・職務を兼任しています。)

別表「教育課程表」

● 必修、◎ 選択必修、○ 選択

教科名	科目名	単位	普通科	
国語	国語表現Ⅰ	2	◎	「国語表現Ⅰ」「国語総合」のうちから、1科目選択必修
	国語表現Ⅱ	2	○	
	国語総合	4	◎	
	現代文	4	○	
	古典	4	○	
地理歴史	世界史A	2	◎	「世界史A」「世界史B」のうちから1科目選択必修、そして「日本史A」「日本史B」「地理A」「地理B」のうちから1科目選択必修
	世界史B	4	◎	
	日本史A	2	◎	
	日本史B	4	◎	
	地理A	2	◎	
	地理B	4	◎	
公民	現代社会	2	◎	「現代社会」もしくは、「倫理」「政治・経済」選択必修
	倫理	2	◎	
	政治・経済	2	◎	
数学	数学基礎	2	◎	「数学基礎」「数学Ⅰ」のうちから1科目選択必修
	数学Ⅰ	3	◎	
	数学Ⅱ	2	○	
	数学Ⅲ	4	○	
	数学A	2	○	
	数学B	3	○	

	数学 C	2	○	
理科	理科基礎	2	◎	「理科基礎」「理科総合 A」「理科総合 B」のうちから 1 科目選択必修 「理科基礎」「理科総合 A」「理科総合 B」「物理 I」「化学 I」「生物 I」「地学 I」から 1 科目選択必修
	理科総合 A	2	◎	
	理科総合 B	2	◎	
	物理 I	3	◎	
	物理 II	3	○	
	化学 I	3	◎	
	化学 II	3	○	
	生物 I	3	◎	
	生物 II	3	○	
	地学 I	3	◎	
保健体育	体育 I	2	●	必修
	体育 II	3	●	
	体育 III	2	●	
	保健	2	●	
芸術	書道 I	2	◎	選択必修
	美術 I	2	◎	
外国語	オーラルコミュニケーション I	2	◎	「オーラルコミュニケーション I」「英語 I」のうちから 1 科目選択必修
	英語 I	3	◎	
	英語 II	4	○	
	リーディング	4	○	
	ライティング	4	○	

	学校設定科目 英語演習 A	2	○	
	学校設定科目 英語演習 B	2	○	
家庭	家庭基礎	2	◎	「家庭基礎」「家庭総合」のうち1科目選択必修
	家庭総合	4	◎	
情報	情報 A	2	◎	「情報 A」「情報 B」「情報 C」のうちから1科目選択必修
	情報 B	2	◎	
	情報 C	2	◎	
学校設定教科 科学	学校設定科目 「ナショナル・ジオグラフィック」 で学ぶ科学	2	○	選択
学校設定教科 小論文	学校設定科目 小論文演習 I	2	○	選択
	学校設定科目 小論文演習 II	2	○	
	学校設定科目 小論文演習 III	2	○	
総合的な 学習時間	総合的な学習 I	1	●	必修
	総合的な学習 II	1	●	
	総合的な学習 III	1	●	